

# 建築物の 解体等の作業における石綿対策

## 改正石綿障害予防規則の概要

石綿の事前調査の結果の掲示や負圧除じん装置の設置等の内容が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が**平成21年4月1日**より施行されます。

また、一部の**船舶の解体等作業**についても規制が強化され、**平成21年7月1日**より施行されます。

